

個人情報保護とまちづくり

2007年10月7日

1. はじめに - 本日のお題

- 自治会が災害時などに使用する名簿を作成することについて、みなさんはどう思いますか
- 「個人情報保護」というキーワードとの関連で考える・議論する

2. 現状

- 個人情報保護の「過剰反応」が問題化
(全然、情報を提供してくれない。集めると文句を言われる)
- 自治会・町内会の善意の活動に支障をきたしている
- 自治会・町内会にとって名簿作成の必要性が高くなっているのに、このような状況でいいのか

3. 個人情報保護に配慮した名簿作り

3.1. 「個人情報」って何？

- 「個人情報保護法 第2条1項」による定義
生存する個人に関する情報で、氏名・生年月日その他の記述により、特定の個人を識別できるもの
- 個人情報の具体例(各自で考えてみてください)
- 自分自身の情報が、他人に知られても構いませんか？ 公開されても構いませんか？
- 個人情報って本人のものじゃないのか。
- 取り扱いにルールを設ける必要性が出てきた

3.2. 個人情報保護法の成立

- 最大の関心事：自治会・町内会は個人情報保護法が適用団体か？
- 適用団体かの判断は、自治会・町内会が「個人情報取扱事業者」に該当するかどうか
「個人情報取扱事業者」の定義
過去6ヶ月の内、いずれかの日に限った個人情報が5000人分を越える者
- 5,000件を超える個人データを保有していない自治会・町内会は対象外
- 義務規定の適用がなくても、法律の趣旨を踏まえた適切な取扱いが求められる

- 「個人情報」をいい加減に取り扱おうと民法上の不法行為責任や刑法上の名誉毀損罪に問われる場合がある
- では、個人情報保護法の趣旨とは
個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきことにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない
- 個人情報の取扱いが極めて難しくなる / 個人情報の提供を過度に拒否する人の存在

3.3. みんな個人情報の取扱いをどう思っているのか

3.3.1. 調査資料 1

- 個人情報保護に関する世論調査（平成 18 年 9 月 内閣府）
質問：防災・防犯のための個人情報の共有・活用をどのように考えますか？
注目すべき結果：防災，防犯のためであれば，必要最小限の範囲で個人情報を共有・活用してもよい 59.5%
- 1 つの結論：収集・共有が全否定されているわけではない

3.3.2. 調査資料その 2

- 常磐地区組長を対象にした「人権の取り組みに関するアンケート」
質問：防災・助け合いのための個人情報を，行政ではなく地域住民が調べたり，住民が集めた情報を管理することについてどう思いますか？
結果：行政が収集管理する方がよい 30%
地域住民が管理する方がよい 13.8%
住民管理が理想だが，信頼できない 23.3%
- 一つの結論：住民管理を主張するグループも 3 割強も存在する

3.3.3. 2 つの資料から，読み取れること

- 「信頼される自治会・町内会」を作ることの重要性
- それでは，信頼される自治会・町内会になるためには，名簿作りにはどのような姿勢が求められるのだろうか。

3.4. 自治会・町内会で名簿を作るときに注意すること

- 基本原則は，会員の意向を尊重し，納得できるルールを作ることである。困難ではあるが，粘り腰の姿勢で取り組むことが大事
- 話し合いやルール作りの際に注意すべき 4 ポイント（定石）
 1. 何に使うのか，明らかにしましょう
 2. 取得時のルールを整理
 3. 利用方法のルールを整理
 4. 管理方法のルールを整理

4. おわりに